



平成 29 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社エンビプロ・ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐 野 富 和  
(コード番号：5698 東証第二部)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 竹 川 直 希  
(TEL. 0544-58-0521)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 9 月 28 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 29 年 9 月 12 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成 29 年 9 月 28 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 今後の機動的な資本政策を遂行することができるようにするため、定款第 7 条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、取締役として有用な人材を招聘することができるようにするため、定款第 25 条に取締役の責任免除の規定及び業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、定款第 25 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、不要となった条文の削除及び規定の明確化を図るための文言の整備を行うとともに、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日                      平成29年9月28日（木）

定款変更の効力発生日                                      平成29年9月28日（木）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 各種事業を営む会社の株式等を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導	〔1〕 各種事業を営む会社の株式等を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導
2 前号に定める会社への事業開発・企画等の提供	〔2〕 前号に定める会社への事業開発・企画等の提供
3 会社の法務、財務、経理、人事等の管理業務	〔3〕 会社の法務、財務、経理、人事等の管理業務
4 企業に関連する投資、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋	〔4〕 企業に関連する投資、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋
5 情報システム構築・開発・販売・メンテナンス受託業務	〔5〕 情報システム構築・開発・販売・メンテナンス受託業務
6 <u>リサイクル業界に関する調査研究及びその受託ならびにそれに付帯または関連する業務</u>	〔6〕 <u>リサイクル業界に関する調査研究及びその受託並びにそれに付帯又は関連する業務</u>
7 <u>金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介ならびに保証</u>	〔7〕 <u>金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証</u>
8 経営コンサルタント業務	〔8〕 経営コンサルタント業務
9 前各号に付帯する一切の事業	〔9〕 前各号に付帯する一切の事業
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (省略)	第6条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p style="text-align: center;">(相続人等に対する売渡しの請求)</p> <p>第9条 当社は、<u>相続その他一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する手続<u>及び</u>手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第11条 (省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(株主割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第12条 株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、<u>募集要項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 (省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>取締役会の定める取締役会規程</u>による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程</u>による。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数) 第24条 <u>当会社に監査役5名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任) 第25条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第28条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第29条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会)</p>
	<p>第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>(削除)</p>
<p>(会計監査人)</p> <p>第30条 当社は、会計監査人を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第31条 (省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という）に対して期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第28条 株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 期末配当金または中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 期末配当金又は中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>